

研究ノート

米国法人代替ミニマム課税の淵源

—1964年税制改正法案を踏まえて—

大山泰典[†]

1. はじめに

最低課税制度（Minimum Tax）とは、各種の税制優遇措置によって実効税率が極端に低下している納税者に対し、一定の税負担を確保することを目的とする制度である（Lyon 1999, p. 13）。その制度的起源は、1969年のアメリカにおける税制改正法に遡り、個人、法人ともに特定の税制優遇額が基準を超える場合、通常の税額に加えてその10%を追加で納付する加算型ミニマム課税（Add-on Minimum Tax）として導入された。しかし、こうした制度は実質的な経済的所得への課税が十分になされていないといった批判等により見直され（石村 2017, 89頁），最終的には、通常の課税所得とは異なる代替的な課税所得を課税ベースとする代替ミニマム課税（Alternative Minimum Tax, AMT）として再構築されるに至る（Internal Revenue Code, IRC § 55-59）¹⁾。

もっとも、当初の米国における最低課税に関する議論は主として個人に対してであり、法人には適合しないのではないかといった懸念も存在した（吉牟田 1981, 496頁）²⁾。しかしながら、1969年以降、最低課税制度が個人、法人の双方に適用されるようになり、その課税ベースや計算構造に多くの改正が加えられていくこととなる。その中でも、1986年から1989年にかけての法人 AMT は多くの議論を引き起こした。この時期では投資家向けの帳簿利益と課税所得の乖離が問題視されており（白須 1988, 366-367頁），その対応として帳簿利益が代替所得を上回る場合、その差額の50%を代替所得に加算するという帳簿利益調整が導入された。こうした帳簿利益調整には、税法による企業会計への介入といういわゆる逆基準性への懸念及び、企業が利益を恣意的に調整することへの批判等により帳簿利益調整は廃止され（矢内 2012,

[†]立教大学大学院経済学研究科博士課程後期課程

1) なお、条文番号については当時のものである（以下、同）。

2) こうした指摘の背景は後述するが、法人に対する税制優遇は少数企業に集中しており、また政策目的による選択が多分に含まれるため、累進課税を前提とする個人所得税には適合しても、法人税には適さないという問題提起によるものである（吉牟田 1981, 496頁）。

109–111頁), その後, 2017年の第1次トランプ政権下では法人AMTそのものが廃止となる。

しかし, 2022年8月, バイデン政権下で成立したインフレ削減法において, 新たな法人代替ミニマム課税 (Corporate Alternative Minimum Tax, CAMT) として, 再び帳簿利益が計算要素として用いられることになった³⁾。このCAMTは, 1986年のAMTと同様に帳簿利益を用いる点では共通であるが, より強く帳簿利益に依拠しており, 両者はあくまでも異なる制度と位置づけられる (坂本 2023, 8頁)。とはいえ, 帳簿利益と課税所得の乖離した際のバックストップという底流にある問題意識は共通であり (同上, 2, 6頁), 「最低課税」の制度的系譜として位置づけることはできよう。また, 近年においては, 2021年10月, BEPS包摂的枠組み (Inclusive Framework on BEPS, IF) の合意に基づき, OECD/G20よりグローバル・ミニマム課税が公表され, 最低課税制度への関心が国際的に高まっているなか, 本制度も帳簿利益に大きく依存した課税が前提であり, 米国税制との構造的共通点は無視できない⁴⁾。

そこで本稿では, 帳簿利益調整が導入された1986年以前の米国AMTの歴史的展開に焦点を当て, 最低課税制度の淵源及び, 帳簿利益が代替所得算定の要素として取り入れられるに至った経緯を明らかにする⁵⁾。とりわけ, 制度創設に至るまで個人を主眼に据えて構想されてきた最低課税制度が, 次第に法人課税においてその制度を拡大していく過程についても着目し, 1964年税制改正法立案⁶⁾の背景も含めて検討を行う。

2. AMTの淵源

米国における最低課税制度の淵源をたどるにあたり, 当時の税制優遇措置の取扱いに関する議論を確認する必要がある。当該措置は, 特定の種類の所得の除外, 所得控除の増額または加速, 税額控除, 優遇税率など, 様々な形で規定されており, 納税者に対して節税効果を狙った特定の行動を促す仕組みとなっている一方で (Jones & Rhoades 2006, 訳: 高橋, 59頁), そ

3) 2025年より発足した第2次トランプ政権によるCAMTの取扱いはいまだ明らかでない。なお, 米国ジャーナルの評価としては, 財政予算の都合上存続する可能性が高いと示されている (Bloomberg Tax 2025; Vinson & Elkins LLP, 2025)。

4) 米国税制とグローバル・ミニマム課税との関係については, すでに吉村 (2021)において指摘がある。

5) こうした経緯に関する研究として, 例えば, Mozumi (2022) 及び, 吉牟田 (1981) があげられる。前者は, 1969年税制改正の動向を米国財務省の政策展開など租税政策的観点から分析しており, 後者は, 1968年の段階ですでに財務省案にAMTの構想が含まれていたことを指摘している。また, 1986年以降の改正背景や制度分析は, 関口 (2005), 矢内 (2012, 93–116頁)などがあり, 1969年から第1次トランプ政権以前までの制度設計を包括的に分析した研究としては石村 (2017, 86–107頁)等があげられる。

6) 本稿が1964年税制改正法に着目する理由は, 当該改正過程の上院議会においてAMT的制度が提案されていたためである。

うした規定の正当性について課税の公平性や中立性といった観点から常に議論されてきた (U. S Department of the Treasury 1984, p. 1)。本節では、1964年税制改正法の立案過程について、こうした税制優遇措置に対する議論等に着目しながら法案の内容を分析する。

(1) 1964年税制改正法の立案背景

当時の米国では、優遇措置に伴う著しい税負担の軽減によって制度全体の公平性や中立性に対する疑念が高まっていた。特に、これらの恩恵を最大限に享受していたのは高所得者層であり、その結果、税負担が相対的に中間層へと偏る逆進性が顕在化した (Long 1969, pp. 194-195)。包括的所得概念に照らしても、優遇措置による課税ベースの侵食によって本来の理念から大きく逸脱しており⁷⁾、こうした状況を踏まえ、スタンリー・S・サリー 財務次官補（肩書きは当時のもの。以下、同。）を中心に、包括的な所得に立脚した税制への抜本的な見直しが求められるに至った (Mozumi 2022, p. 95)⁸⁾。

より広範な課税ベースを求める動きへ大きく発展したのは、1959年の下院歳入委員会が開催した公聴会での議論であった。この公聴会においてサリー氏は、所得計算構造自体をいま一度精査すべく、キャピタルゲインに関する控除規定、配当控除といった多くの優遇措置項目の改正又は廃止を求め、より包括的な所得への課税と最高税率の引下げを提言した⁹⁾。この議論を踏まえ、翌1960年の大統領選では、民主党候補者であったジョン・F・ケネディ氏がいくつかの優遇措置の廃止やその改革を公約¹⁰⁾として掲げ、大統領となった1961年には本格的に政策として始動することとなる (Surrey 1966, p. 480)。

1961年4月、ケネディ大統領は米国議会へ課税に関する特別教書を発した¹¹⁾。本教書の内容は大きく2点に集約でき、第一に課税ベースの拡大、そして第二に固定資産などへの投資の拡大を目的とする税額控除の創設である。投資税額控除が創設されたことについて、サリー氏は「同政権は、設備投資の拡大といった経済成長を促進する特定の目標を達成するうえで、状況によっては租税規定が有効な手段となり得ると認識していた」 (Surrey 1966, pp. 480-481) と指摘している。その一方で、課税ベースの拡大の方針が示すように、同政権は旅費、接待費の

7) 包括的所得概念は、1892年、ドイツのシャンツが提唱した純資産増加説に端を発し、アメリカにおけるヘイグ、サイモンズをとおして理論的に発展してきた。なお、所得概念の系譜や学説については、上野（2012）に詳しい。

8) Mozumi (2022, p. 95) によれば、こうした議論は1930年代より存在している。

9) その他の項目や、具体的な内容については、U. S. House, Committee on Ways and Means (1959, pp. 1-14) を参照されたい。

10) 税制に関する公約の1つとして、特定の特権階級が正当な税負担を逃れるための抜け穴（loopholes）を塞ぐことを明言した。当時の公約については、Democratic Party (1960) において掲載されている。

11) 発せられた教書については、President of the United States (1961) に掲載されている。

控除要件の緩さ、相互貯蓄銀行の事実上の非課税、タックス・ハイブンの利用等は正当化できないとの見解も示しており（同上）、限定的な優遇措置は容認しつつ、それ以外の広範な措置については是正、廃止の対象とされた。すなわち、どの優遇措置を残し、どれを削るのか、という取捨選択の問題が、1960年代以降の税制改革論議へと繋がっていくのである。

しかしながら、Mozumi (2022, pp. 97-98) によれば、ケネディ政権初期においてホワイトハウスの大統領経済諮問委員会 (Council of Economic Advisers, CEA) はサリー氏とは異なる税制構想を検討していた。CEA 委員長であったヘラー・ウォルター氏は、1950年代後半に起こった経済停滞を踏まえ、積極的財政政策による需要喚起を重視し、大規模減税を通じて国民所得の拡大を図る方針を掲げていた¹²⁾ (Hillyer 2018, pp. 506-508)。その一方で、上述のようにサリー氏をはじめとする財務省サイドでは、租税優遇の不公平性を問題視し、課税ベースの拡大と税率引下げを併せて実現する包括的な税制改革を志向していた¹³⁾。こうした対立の調整として、1962年に、CEA はケネディ大統領への助言として、まずは財務省が構想した減税政策等を実施したうえで、その1年後に課税ベースの拡大案を順次実施することを提案した¹⁴⁾。これを受け、1963年1月に米国議会へ発したケネディ大統領の教書には、多くの減税策が打ち出され¹⁵⁾、CEA の勧告が税制改正の核となったのである。しかしながら、1963年11月にケネディ大統領は、暗殺事件により在任中に逝去され、後任のリンדון・B・ジョンソン氏のもと、1964年税制改正法へと移行していく。

(2) AMT の淵源と簡素課税

ここまで、1964年税制改正法にいたるまでの背景を整理してきたが、本改正法ではいかなる措置が講じられたのであろうか。結論から言えば、当該改正では課税ベース拡大に関する規定はほとんど設けられず、大幅な減税のみが実施されたに過ぎなかった。この点、Lowndes (1964) は、冒頭において、1964年税制改正法を「この新法は一定の税率引下げを実現したものの、税制そのものの改革としてはほとんど何も成し遂げていない」(p. 667) として批判しており、結果として、サリー氏らの包括的所得に立脚した課税制度の理念は1964年時点では実現に至らなかったのである¹⁶⁾。

12) CEA の意識としては、雇用、生産、所得の実際と潜在的レベルのギャップをいかに埋めるかであり、財政予算が赤字だったとしても減税や歳出拡大によって経済拡大を促進すべきとの見解を示していた。詳細は Mozumi (2018), Cherrier (2019) 等を参照されたい。

13) なお、Hillyer (2018, pp. 506-508) によれば、ケネディ大統領は当初、こうした積極財政には消極的であったことを示しており、全米製造業者協会や米国商工会議所等の財政保守派たちの反発を招くことを恐れていたとも指摘している。

14) ケネディ大統領宛ての資料は Heller (1962) を参照されたい。

15) 1963年の教書については President of the United States (1963) を参照されたい。

16) 1964年税制改正法において、なぜ課税ベース拡大措置が講じられなかつたのかについては、

しかしながら、前述のように1964年税制改正法に至る過程において、すでにAMTの構想が存在している。具体的には、ラッセル・B・ロング上院議員がそのような改革案を1963年10月16日の米国上院議会において提案しており、さらには1964年10月にサリー氏の協力の下、修正案を示したのであった¹⁷⁾。この点、本案提言に至る背景について上院議会でのロング氏の発言を要約すると以下のように述べている。

- ①低所得者層と高所得者層の税負担に関する問題意識はもとより、高所得者層での申告状況を分析すると、過大な税負担を強いられる者も少なからず存在している一方で、全く課税されない者も多く、こうした水平的公平性が満たされていない税制を放置すべきではない。
- ②高所得者層で高い税負担を強いられているケースで想定されるのは、突然高所得者層に入ったために、租税回避の手段を知らないことや、その機会がなかった場合が多い。
- ③こうした高所得者の中での水平的公平性及び簡素性についても重視すべきで、連邦所得税の計算について代替的な方式を提案したい。

以下では、1964年税制改正案として上院議会で示されたものを第1次ロング案、サリー氏の協力の下での提案を第2次ロング案と定義し、Long (1969) 及び、上院議事録をもとに、図表1、図表2にそれらの骨子を要約する。なお、ロング氏はこうした案を "Simplified Tax System" と称していることから、両案併せて簡素課税と称する。

第1次ロング案では、個人を対象として税制優遇措置による恩恵を放棄する代わりに、税率の引下げを可能とし、課税の公平性及び簡素性の向上を目的とするものであった。この方式によれば、通常どおりに課税所得を計算するか、当該案による計算を行うかどちらかを選択する

図表1 第1次ロング案

適用	選択制（一度選ぶと5年間継続が原則）
税率構造	所得が\$50,000以下：40% \$50,000超：50% （\$10,000層については適用対象外）
優遇項目の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・州、地方債の利子収入を所得に算入 ・年金掛金等については、拠出時点で課税 ・無形掘削費は即時控除せずに資産化 ・原価減耗に関する控除は原則認めない ・慈善寄附金の一切の禁止 ・キャピタルゲインに関する控除規制等

(出所)：筆者作成

Mozumi (2018, pp. 29-30) に詳しい。

17) 第1次案については、U. S. Congress, Senate (1963, pp. 19, 706-19, 712) を、第2次案についてはU. S. Congress, Senate (1964, pp. 23, 653-23, 665) を参照されたい。また、Bittker (1965) において議事録の原文が示されている。

図表2 第2次ロング案

適用	選択制（一度選ぶと5年間継続が原則）
適用対象	所得が\$10,000超の全ての納税者
税率構造	\$10,000超：20% \$4,000追加されていくたびに税率が増加 \$50,000超：50%
優遇項目の調整	第1次案とおおむね同様

(出所)：筆者作成

こととなる。また、計算方法としては、課税所得を出発点とし、そこから上記の控除項目等を加減算調整することで代替的な所得を算定するものであった。加えて、同議会におけるロング氏の発言及びそこでのウィリアム・プロクスミア上院議員との議論を踏まえると、第1次ロング案は、法人課税の在り方にも一定の意識を向けていたことも窺える¹⁸⁾。具体的には、小規模法人を複数設立して法人税率の低率区分を繰り返し適用することで、実質的に個人の税負担を不当に軽減する行為に言及しており、あくまでも簡素課税は個人を対象としたものであるが、将来的には法人形態を利用した租税回避行為の抑制についても提案の射程に含まれていた。

統いて、第2次ロング案であるが、第1次案と比較して、適用対象を拡大したうえで、適用税率についても各種段階的な税率へと変化させていることが確認できる。

両案いずれにおいても、1969年税制改正法によって導入された Add-on 型とは異なり、1964年時点においては代替的な所得を算定する Alternative 型での最低課税制度での構想があったといえる。

では、これらの簡素課税に関してはいかなる評価がなされたのであろうか。まず、ロング氏自身も懸念点として次の点を述べている (Long 1969, pp. 198-201)。第一に、適用対象に伴う課題である。これは第1次案でより懸念されたことであったが、事実上一部の高所得者にしか恩恵がないこと、また、仮に拡大した場合に伴う歳入減少のリスクも指摘された。そして第二に、5年原則という拘束性についてである。この点、第2次案においては特例として有事においては途中解除を認める措置も設けたのであるが、こうした拘束性については懸念点の1つとなっていた。ほかにも、Bittker (1966, pp. 12-17) では、上記課題以外にも、簡素課税の任意選択制及び税制優遇措置に関する規定の一貫性などに対して課題を指摘している。前者については、現行税法と簡素課税の選択制にすることで、どちらがより少ない課税所得になるか計算する必要がある点から、「簡素」という目的が失われているのではないかという指摘である。加えて、後者は、減耗に関する控除については認めていない一方で投資税額控除等は維持したままであり、インセンティブ政策と課税ベースの拡大のいずれを目的としているのか不明瞭と

18) U. S. Congress, Senate (1963, pp. 19, 711-19, 712) を参照されたい。

いう見解である¹⁹⁾。

こうした指摘は, Traeger (1967), Greats (1983) においてもされており, 選択制から生じる2つの計算構造の並走及び優遇項目の取捨選択に関する一貫性という観点からの懷疑的見解があったことが確認できる。しかしながら, いずれの論者もこれらの課題を指摘しつつ, 簡素課税の評価としては, 包括的所得に立脚した税制への第一歩と評価していることからも, AMT の淵源といえるだろう。

3. 1969年税制改正法に至るまで

前節においては, 本稿の目的の1つであるAMTの淵源を明らかにした。しかしながら, そこでの議論ないし立法案はあくまでも個人を対象とした構想にすぎず, 制度実現には至っていない。では, 簡素課税にみる代替的な所得を再計算するAlternative型の計算構造から, 1969年に発足したAdd-on型の最低課税制度にはいかなる経緯を経て発展及び変化したのであろうか。また, 法人への議論はどのようなものであったのだろうか。本節ではそうした1969年税制改正法に至る過程について検討したい。

(1) 租税支出概念の台頭

1967年9月, ジョンソン政権下の政策に伴う国内支出の増加に加え, ベトナム戦争による支出の増加が財政赤字を拡大させ, それに伴うインフレへの恐れから, 大統領は個人及び法人への10%の追加課税を行うことを検討していた。しかし, 下院歳入委員会は増税案に消極的であり, インフレに対しては少なくとも歳出の削減によることがより効果的であるという立場であった。委員会は, 歳出削減を模索する中で, 政府予算書に記載された各項目を詳細に検討し削減余地を探ったが, 優遇措置項目の妥当性に関する議論は税制改正に関する議題として棚上げされ, 予算編成に関する議論の対象とはしなかった (Surrey 1973, pp. 1-3)。

こうした状況に対し, サリー氏は, これら優遇措置も実質的には財政支出であると提起した。1967年11月15日, Money Marketersでの講演において, 現行税制が本来の所得から大きく逸脱していること, そして, 通常は予算支出によって達成されるような政策的目的も, 税制優遇措置という方法によって達成しようとしており, 優遇措置は結局のところ租税用語によって記述された支出制度であると説いた (Surrey 1973, p. 3)。

サリー氏の問題提起を受け, 財務省は1968年予算報告書において, 「租税支出予算 (Tax Expenditure Budget)」を公表し, 所得税や法人税等に関する税制優遇措置による減収を算出することで隠れた形で政府支出と同様の効果を持っていることの可視化を試みた (U. S De-

19) 他にも, 相続時の未実現含み益, 生命保険準備金に関する非課税等に対する調整についても課題として指摘している。

partment 1968, pp. 326-341)。その手法としては、広く受け入れられた所得の定義及び企業会計の基準 (business accounting), また一般に認められた所得税の構造から逸脱している主な項目を列挙し、それらによって歳入がどれだけ減少しているのかを推計するもので、総額約450億ドルの影響があると見積もられた (U. S Department 1968, pp. 339-340)。そのため、本来の所得と現行の差として把握される租税支出においては、なにをもって本来の所得とするのかが重要になるわけだが、米国財務省は、上述のように個人においては所得概念及び一般的な所得の定義としている一方で、法人については企業会計の基準を所得の定義やその構造と並立させている点は興味深い。実際、1967年12月に会計原則審議会 (Accounting Principles Board, APB) より APB Opinion No. 11 Accounting for Income Taxes が公表され税効果会計の適用が明示されたことからも、企業会計と法人税法の整合性あるいは帳簿利益と課税所得の差に対する意識が高まっていたことが窺える²⁰⁾。

サリー氏が提唱した租税支出概念については、イエール大学教授のボリス・I・ビッカー氏との政策的見解に関する議論がある²¹⁾。ビッカー氏は、1964年のロング氏が提唱した簡素課税への指摘と重なる論理を展開させ (前節参照)，概念的な合理性を認めつつも、実行上の限界やリスクを指摘している (Bittker 1969)。主な論理としては、①規範的な所得の定義の不明確性、②税制優遇措置がもたらす経済的影響の評価の欠如、③租税支出項目選定への恣意性の介入といった3つがあげられる。

それぞれの具体的な内容としては、まず①について、租税支出を正規の課税ベースからの逸脱と定義するためには、「理想的な所得概念」が必要である一方で、財務省が前提としている包括的所得概念は、現実の税制に適用するには技術的、政策的に課題が伴うことを指摘するものである。また、法人税において事業経費の控除を中小企業支援ではなく必要経費として扱う一方で、社会保障給付の非課税措置を高齢者支援として租税支出に分類するなど、取捨選択に一貫性を欠く点を批判しており、③の指摘とあわせて、項目の取捨選択に伴う課題を指摘して

20) 中里 (2021, 155-159頁) によれば、企業会計と法人税法の関係について、両者を調和させる、あるいは、乖離させるべきと主張する双方の論者も、2つの共通点がある。第一に、課税所得の計算は企業会計を前提として行われるべきであること、第二に、経済政策などを目的として設けられた租税会計上の特別な取扱いによりもたらされる差異については存続させて良いという点である。この第二の共通点は、税制優遇項目に関する考え方を示していると解せるが、その一方で、同上 (125-152頁) における加速減価償却法、投資税額控除といった個別項目に関する議論を俯瞰すると、こうした優遇項目が企業会計に与える影響について問題視されていた。また、投資税額控除については APB においてもその取扱いに対して議論が常に交わされ (Cramer & Schrader 1970, p. 85)，さらに1968年の予算報告書の中でも、租税支出として認識されていることからも (U. S Department 1968, p. 329)，企業会計と税法の関係を巡る議論においては注目されてきた論点であることが窺える。

21) これは、1969年、学会誌である National Tax Journal の22巻2号においてビッカー氏が公表した論文に対し、同巻4号において、サリー氏と税制政策担当副次官補であったウィリアム・F・ヘルムス氏が共著しビッカー氏に対して返答したものである。

いる。さらに、②について、優遇措置は納税者の行動や経済全体に一定の影響を与える可能性があるにもかかわらず、財務省の試算ではこれを無視しているという批判である。これらの効果を考慮せず、単に税収減少額だけを算出している点を問題視したのである。

これらに対して、サリー氏等は次のように反論する (Surrey & Hellmuth 1969)。まずは、①について、理想的所得概念に依拠しているわけではなく、あくまで一般的に受け入れられている税制構造や基準を前提としており、ビッカー氏の批判は誤解に基づく。そして、③の項目選定についても、現時点での分類はあくまで暫定的、発展途上のものであり、将来的な改善、拡充を視野に入れた第一歩に過ぎないと主張している。②については、行動変化の測定が現実的には困難であることを認めつつも、国民の政策的理解や現状の周知という点で実務的な意義があることを述べた。

租税支出概念については、上記のような懸念や課題は当初より指摘されていたが、最終的に財務省は「1968年財務省税制改正調査及び提案」を公表し、まずは個人を対象とした最低課税制度を具体的に提案するに至った。そこでは、(a) 従来の優遇措置を完全に適用して算出した通常税額と、(b) 優遇措置のうち特定の項目を課税所得に加算し、その合計が1万ドルを超える場合に通常の税率表の半分の累進税率を適用して計算された税額とを比較し、いずれか高い方を課税額とする方式が提案されたのである (吉牟田 1981, 482頁)。そのため、1968年においては、1964年よりロング氏、サリー氏をとおして展開されてきた簡素課税の骨子が、代替的な所得を算定して最低税額を求める Alternative 型の課税制度として採用されたのであった。

(2) 1969年税制改正法

1969年1月、退任間近のジョセフ・バー米国財務長官は、1967年に所得が20万ドル超の個人155名のうち、21名は100万ドル以上の所得を得ながら、一切の税金を納めていないと報告し²²⁾、こうした状況への対応に拍車をかけた (Lyon 1997, p. 34)。同年にニクソン政権へと移行するも、ジョンソン政権下で進められた財務省による検討作業は引き継がれ、その成果として1969年税制改正下の下院議会で個人控除配分制度 (Allocation of Personal Deductions, APD) と、優遇措置制限制度 (Limit on Tax Preferences, LTP) が提案された²³⁾ (Surrey 1973, pp. 254, 267)。こうした制度提案の背景にはジョンソン政権下の財務省による研究がある。内容としては、1964年における個人の申告状況を分析し、長期キャピタルゲインの一部除外、州及び地方債の利子の非課税、寄付財産の評価益控除、資源投資におけるパーセンテージ減耗控除といった措置が課税所得を圧縮し、富裕層の税負担を大きく軽減する主な要因となっていたことを報告したのである (Surrey 1973, p. 268)。それらを抑制するために新たに提案されたのが、上記

22) 本報告については Joint Economic Committee (1969, p. 46) を参照されたい。

23) なお、その他に利子控除の制限 (Limitation on Interest Deduction) に関する規定も提案されている (Surrey 1973, p. 258)。

の制度であった。

APD 制度は、税額控除項目を、課税所得と非課税所得（税制優遇所得）の双方から生じたものとみなし、その比率に応じて課税所得に配分する仕組みをとる。これにより、すべての控除を課税所得に充てて税負担を過度に圧縮する行為を制限し、控除の適用においても実質的な公平性を確保しようとするものである（Surrey 1973, pp. 256-258）。こうした、APD は課税所得と税制優遇所得を峻別したうえで、控除の適用範囲を課税所得部分のみに制限しようとするものであり、租税支出を利用した所得圧縮への間接的な抑制手段として有効になり得る。その一方で、実際には控除そのものをあまり有していない一部の富裕層、すなわちキャピタルゲインや地方債の利子といった制度的に大部分を非課税とされる所得を主たる収入源とする納税者については、この制度による抑制効果は及ばない。そのため、これを補完及び強化する措置としてジョンソン政権下で提案された最低課税制度を改変した LTP 制度が併せて提案された（Surrey 1973, p. 267）。

LTP 制度では、特定の税制優遇項目の合算額が、一定の項目を調整した課税所得（Adjusted Gross Income, AGI）と優遇項目を合算した全体の50%を超える場合に、その超過分が課税所得に加算される（Surrey 1973, pp. 269-270）。そのため、租税優遇措置の合計額は租税優遇措置がないとした場合の AGI の50%を超えることがなければ、その租税優遇措置による控除等は認められる（矢内 2012, 95頁）。

これらを踏まえれば、最低課税制度の骨子ならびにその対応はジョンソン政権下での提案から大きく変化したようにも思えるが、LTP 制度においても結局のところ課税所得と税制優遇額が結びついており、通常の所得に上積みされるものとして考えられていたことは共通で（吉牟田1981, 494頁）、さらには調整項目及び優遇項目はジョンソン政権下でサリー氏が提案したものにおおむね則っていた（Lyon 1997, p. 34）²⁴⁾。そのため、ここまで展開した最低課税制度の形成過程を振り返っても、基本的には Alternative 型での最低課税の適用が一貫して想定されていた。

しかしながら、上院議会ではそれまで議論されてきた Alternative 型とは異なる計算構造が検討された。具体的には、最低課税の適用範囲を個人に限定せず、法人にまで拡大したうえで、税額の算出方法も変更された。すなわち、特定の租税優遇項目を合算し、そこから 3 万ドルの控除額を差し引いた残額に対して、5 %（本会議においては10%に引き上げられた）の比例税率を適用する方式が導入され、結果として、当初想定されていた Alternative 型ではなく、Add-on 型の構造へと転換されたのである（Surrey 1973, p. 271）。このような変更が加えられた背景にはいくつかの問題意識がある。第一に、LTP 方式では、仮に経済所得全体の半分が

24) なお、当初 LTP 方式を財務省が提案した際には、対象となる優遇項目にサリー氏らが常に述べてきた州、地方債の利子収入の非課税、含み益の非課税等は含まれてはいなかったが、下院議会ではそれらが採用されるに至った（Surrey 1973, p. 270）。

税制優遇によるものであっても、その部分に対して全く課税されない可能性があった点である。そして第二に、APD、LTP両制度の規定があることで確かに優遇項目を利用した税負担の削減には効果的である一方で、優遇項目の合算額が、課税所得と優遇項目の合計の50%を超えるか否かに基づいて課税が判断されるため、課税所得の少ない納税者ほど超過分が生じやすく、相対的に厳しい課税が行われる可能性があり、かつ申告書作成が複雑化する懸念があった。加えて、第三に、法人においても地方利子債や加速償却等の同様な優遇措置を受けており、仮にAPD、LTPの両制度を法人に適用した場合、税制優遇所得の小さい会社と合併することで規定を回避できる点もあげられた (Surrey 1973, pp. 272-273)²⁵⁾。

そのため、Add-on型にすることで、指定された控除額を超える優遇所得に比例税率を課す簡素な制度を構築し、かつ、法人にも容易に適用可能で、そして課税所得額のいかんによって課税額が異なるといった利点から1969年税制改正法では Alternative型ではなく、Add-on型として最低課税制度が発足したのである。

4. Alternative Minimum Tax の発足

1969年税制改正法によって最低課税制度が発足したとともに、これまでの議論とは大きく異なる計算構造となり、前節ではその背景を整理した。本節では、最低課税発足当初の評価や指摘された課題について整理したうえで1986年税制改正法に至るまでの経緯及び、AMTの計算要素として帳簿利益が取り入れられた理由を明らかにする。

(1) Add-on型の課題

1973年2月、下院歳入委員会のパネルディスカッション²⁶⁾において、サリー氏をはじめとする多くの専門家により現行税制及び最低課税制度に対する評価が論じられた。各評価の要点を整理すると以下のようになる。

25) 上院案であげられた項目は、①投資所得（利子、配当、賃貸収入、使用料、資産の譲渡所得等）に関わる超過利子、②リース動産、不動産に関わる加速償却、③改良費の償却費で定額法に基づく償却費を超過する部分、④所定の汚染防止設備の償却費で加速償却を超える部分、⑤鉄道車両の償却で加速償却費を超える部分、⑥適格ストックオプション等において、オプション行使時に株式時価がオプション価格を超過する部分、⑦金融機関の貸倒引当金控除差額、⑧減耗償却と開発費等、⑨譲渡所得、である（訳：矢内 2012, 96-97頁）。また、矢内（2012）によれば、法人についても地方債利子や加速償却といった税制優遇措置の適用を受けていること、さらに金融機関における貸倒引当金控除の差額が最低課税制度の適用対象項目とされたことが、法人を最低課税制度の対象に含める根拠の一部となつたと指摘している。

26) これについては、Joint Committee on Internal Revenue Taxation (1973) を参照されたい。また、サリー氏については、Panel. 1を、他の評価については、Panel. 6から引用している。

①サリー氏の評価

加速償却制度を全面的に廃止し、同様な支援は投資税額控除のみに限定すべきでその他の租税支出についてもより抜本的な改革をすべき。また、たとえ税による支援が妥当な場合だとしても、それは実際に産業に関わっているものに限定させるべきで、産業活動から得られた所得のみに適用すべき。あるいは、より強力な最低課税制度を構築することが望ましい。

②J・ワディ・ブリオン氏（弁護士）の評価

当初財務省から提案された最低課税制度においては、法人は適用範囲でなく、また、例示した主要な税制優遇項目もいくつかの産業で顕著に表れるものであるため、それらの産業構造に即して対処することが望ましく、法人への一律適用は反対する。同様に、特定の調整項目に無形掘削費や開発費等があるが、こうした制度は産業固有の事情を踏まえた各控除の妥当性も評価すべきで、個別的対応を求める。

③ウェイン・E・チャップマン氏（弁護士）の評価

最低課税制度のような規定は、特定の税制優遇によって社会が得る便益が、そのコストに見合うか否かという根本的な問題に照らして望ましくない。仮に、議会である分野のインセンティブが財務省にとってコストに見合わないと評されるのであれば、その規定を直接廃止すべき。

④ケネス・A・ゴールドマン氏（弁護士）の評価

最低課税制度の目的は賛同するが、未だ多くの項目が調整の対象となっておらず、期待される効果を実現するには制度の強化が必要である。また、最低課税制度に加え、控除配分方式の復活も検討しても良いのではないか。

⑤パウロ・マクダニエル氏（ボストン・カレッジ・ロー・スクール教授）の評価

タックス・シェルター問題そのものに対する直接的な制限を課すべきで、個人法人とともに適用できる範囲も制限すべき。また、対象となるような活動に従事している者のみに適用される構造へと置き換えるといった制度的強化が必要。

これらの評価を俯瞰すれば、産業間の調整に関する問題意識を持ちつつも、Add-on型の最低課税制度に対して計算構造の厳格化を求める意見が多く、批判的な評価が多かったことが確認できる。なお、各々具体的な課題点は様々指摘しているが、それらの指摘は、基本的にはサリー氏の著書においてもおおむね展開されており、また1978年2月に行われたパネルディスカッションや最低課税に関する税制改正の際にそれらの指摘が再び論じられるのである（吉牟田1981, 492頁）。そのため、サリー氏の著書に基づき、以下に課題を整理する（Surrey 1973, pp. 274-281)²⁷⁾。

まず、税率に関する問題である。最低課税に関する議論を振り返れば、累進税率構造を前提とした計算構造を想定していた。しかしながら、Add-on型の最低課税制度では10%の比例税

27) なお、これらは吉牟田（1981, 492-497頁）においても同様にサリー氏の著書をもとに整理されている。

率であったことから、最高70%に達していた個人所得税率との乖離を埋められるのかが懸念された。また、3万ドルの控除基準についても1万ドル程度が適切な水準であり、基礎控除額が高額ではないかという指摘である。

次に、優遇所得と課税所得の関係についてである。すなわち、当初の財務省案や議会では、優遇措置全体額が個人の課税所得に対してどの程度であるかを重視し、優遇措置の使用が顕著であるもののみに最低課税を課すものであったが、現行制度のもとでは、課税所得そのものではなく、それに対する通常税額を基準として優遇措置の限度を設定しているため未だ多くの優遇額が高所得者に適用可能となっている。そのため、当初のAlternative型に戻すべきという主張である。

また、非課税措置と課税繰延規定の峻別と調整についても言及している。たとえば、加速償却のような繰延措置によって課税が先送りされた場合には、数年後に通常償却額が減少すること等で課税がなされるため、最低税を支払ったうえで将来的に通常税も課されると、合計税額が100%を超える可能性が生じ得る。この点については、最低税を繰延べに対する利子部分への課税とみなし、将来課される通常税との整合性を確保するための調整措置を導入すべきとの問題意識が示されている。

最後に、法人への最低課税の適用に関してである。これについては、理論的には適用可能であるとの見解が示されている一方で、初期の財務省案において一貫して法人が対象とされなかった背景には、財務省の研究により、前述の主要な税制優遇措置を実際に活用している企業が特定の産業に限られていたという実情があったことがあげられている。さらに、最低課税制度が累進税率構造を前提とする設計であったため、法人よりも個人に対してより適しているとの指摘もなされている。こうした要素が本稿の冒頭で述べた、最低課税制度の議論においては法人よりも個人が主たる対象とされる傾向が強い理由であり、1973年のパネルディスカッションでもこの点が繰り返し問題として提起されていた。

（2）個人AMTの発足と1986年税制改正法以前の改正

上記の議論を踏まえ、加算型ミニマム課税には度重なる修正が加えられることとなる。たとえば、1976年税制改正法では、個人、法人ともに最低課税率が15%に引き上げられ、控除額も1万ドルまたは通常税額のいずれか大きい金額（個人の場合はその半額）に引き下げられた。中でも大きな改正となったのが、1978年税制改正法である。同改正により、初めて個人に対して代替ミニマム課税が導入された。この背景には、キャピタルゲインに関する規定の取扱いをめぐる議論がある。1978年8月に下院に提出された法案では、キャピタルゲインに対する従来の最低課税制度の一部を廃止し、新たに10%のAMTを導入することが提案された²⁸⁾。これは、

28) その他の改正項目は U. S. House, Committee on Ways and Means (1978) を参照されたい。

長期キャピタルゲインの1/2が従来控除対象とされていた点に着目し、その控除部分を対象にAMTを課すというものであり、1万ドルの免除額が設定され、通常税額を超える場合にのみ課税される仕組みであった。このような設計には、キャピタルゲインの控除規定を税制上の調整項目とすると、資本形成への悪影響を及ぼすとの懸念が反映されていた（Joint Committee on Taxation, 1979, pp. 261-262）。すなわち、AMTであれば、個人の通常税額を超える範囲でのみ課税されるため、資本形成にとって有益であるとの判断に基づいている（矢内 2012, 100頁）。それに加え、上院議会においては、下院案ではタックス・シェルターを利用する富裕層の租税回避問題をむしろ助長するとの懸念が示され、より合理的なAMTの導入が求められた（U. S senate, Committee on Finance, 1978, p. 138）。

その結果、1978年税制改正法では、税制優遇項目の種類に応じて、Add-on型とAlternative型のいずれかが適用される複雑な最低課税制度が確立し、個人に対しては2つの最低課税制度が並存する体制となつた²⁹⁾。他方、法人については従来どおり加算型ミニマム課税が維持され、大きな変更はなされなかつた。ただし、1982年9月の1982年税制改正法（Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982, TEFRA）においては、個人に対する加算型ミニマム課税が廃止されるとともに³⁰⁾、AMTの対象範囲が拡大され、税率も累進的構造から20%の比例税率へと改正される大きな変更が加えられた。以上のような最低課税制度の抜本的改革を経て、1986年税制改正法では、AMTの適用対象が法人にも拡大されるに至る。

（3）1986年税制改正法と帳簿利益調整導入の背景

法人へのAMTが適用された目的としては改正前の加算型ミニマム課税の問題点に起因する。すなわち、第一に、包括的な課税ベースではないこと、第二に、経済的所得の測定を十分に行っておらず、結果として多額の所得がありながら税負担がほとんどない状況を作っているという点である（Joint Committee on Taxation 1987, pp. 432-433）。実際、1986年に市民団体のCitizens for Tax Justiceは、収益性の高い企業250社を対象に1981年から1985年にかけての納税額に関する調査を行い、全体の半数以上となる130社が連邦所得税を全く支払っていないことを報告した。またそれら130社は連邦所得税を納付しなかつた年度に、合計729億ドルの税引前当期純利益を計上していた一方で、本来納付すべき335億ドルの所得税を支払わざ61億ドルの税還付を受けており、いわばマイナス8.3%の税率であると述べている（McIntyre 1986, p. 2）。

こうして法人AMTの導入へと改正の舵を切つたのであるが、下院議会と上院議会では異なる

29) また、適用税率が10%から最大25%の累進的な税率構造が導入された。

30) 加算型ミニマム課税の廃止理由としては、税制簡素化が図られたこと及び中所得者層に対する減税効果、また優遇措置の範囲縮小に伴う増税の達成等がある（Joint Committee on Taxation 1982, p. 18）。

る計算が提案された³¹⁾。まず、下院案における法人 AMT の計算は、通常の課税所得に租税優遇措置の金額を加減算することで調整し、AMT 課税所得を求めたうえで、基礎控除額を差し引いた金額に AMT の税率20%を乗じることでその税額を計算するという基本的な構造であった。しかし、上院案では AMT 課税所得の算定にあたり帳簿利益調整の導入が決定された³²⁾のである。この案の背景としては、イエール大学教授のマイケル・J・グレイツ氏の提案がある。グレイツ氏は、1985年10月9日の公聴会において、帳簿利益を最低課税所得の下限として用いる包括的なミニマム課税を提案し、法人最低課税を帳簿利益と連動させれば、高収益を上げながらほとんど税を払わない企業が報道される事例をなくし、税制への公平感を国民に回復させることができると述べた (Redmond 1987, p. 1232)。こうした制度提案は、上院議員であったロバート・パックウッド氏の共感を得ることとなり、帳簿利益調整として導入されるに至ったのである³³⁾。

1986年税制改正法による AMT の計算を整理すると次のようになる³⁴⁾。まず、繰越欠損金控除前の通常法人税の課税所得から繰延項目や非課税項目を加減算調整し、AMT 課税所得を求める (IRC § 55 (b) (2))。次に、納税者の適格財務諸表上の純利益及び損失に連結納税申告書に含まれない関連会社からの配当の加算等の調整をすることで、修正帳簿利益を求め (IRC § 56 (f) (2) (a))、修正帳簿利益と AMT 課税所得の差の50%を AMT 課税所得に加算する調整を行う (IRC § 56 (f) (1))。そして、帳簿利益調整が行われた AMT 課税所得から繰越欠損金や基礎控除額を差し引き (IRC § 55 (b) (2))、そこに税率20%を課すことで税額を算定し、外国税額控除等を調整することで暫定 AMT 税額を求める (IRC § 55 (b) (1))。そして通常の税額と比較して暫定 AMT 税額の方が多い場合、その差額を通常の税額に加算して納付することとなる。

こうした帳簿利益調整について、ビッカー氏等は次のように述べている (Bittker & Eustice 1987, p. 5-47)。

「マイケル・グレーツ教授は、帳簿上は高い利益を報告しながら実際には低い税しか負担していない企業によって生じる不公平性に対処するため、未課税となっている帳簿利益部分 (Business Untaxed Reported Profits, BURP) に課税すべきだという原案を提示した人物として評価されている。これにより、『ビッグ・マイクがげっぷ (Burp) をするとウォール街が震える』という格言が裏づけられた」³⁵⁾

31) 下院議会は U. S. House, Committee on Ways and Means (1985) を、上院議会は U. S. Senate, Committee on Finance (1986) を参照されたい。

32) なお、関口 (2005, 104頁) によれば、下院議会においてすでに帳簿利益との関係性は着目されていた。

33) Peggy and Rick (1988, p. 196), Zhang (2024, p. 718), 関口 (2005, 104頁) に指摘がある。

34) 関口 (2005, 106頁) において計算のフローチャートが示されているため併せて参照されたい。

35) 括弧書きは筆者による補足である。なお、ビッカー氏等は同書において、未課税となっている帳簿

また、帳簿利益調整ではないが、サリー氏も法人の課税所得と帳簿利益の関係を租税支出という点から自身の著書で次のように述べている (Surrey 1973, pp. 281-282)。

「租税支出は我々の所得税制度の一部となっているが、誰がどの項目を利用し、どの程度使っているかについて、我々はいまだ十分に把握できていない。…裕福な納税者の経済的所得を把握するために適切な質問項目を設けることが検討されるべきである。おそらく、その手段として、これらの個人に対して年次のバランスシートの提出を求めることが考えられる。こうした要件は既に法人に対して存在しており、法人は帳簿上の利益と課税所得の間を調整する報告を行う必要がある。同様のことは、パートナーシップについても要求されるべきである。」

そのため、帳簿利益調整という直接的な構想はグレイツ氏の提唱のものであるが、こうした課税所得と帳簿利益という両者の関係については、最低課税の歴史的経緯及び租税支出という観点から米国の伝統的概念であることが窺える。

5. むすびに

本稿では、米国における代替ミニマム課税の淵源を探るとともに、帳簿利益調整が導入された経緯を明らかにした。加えて、1963年にロング氏が提案した簡素課税を出発点とし、租税支出概念の台頭とともに優遇措置項目への再考によって個人への規制が活発となり、その延長として法人への適用展開が進んだ過程についても整理した。こうした経緯に基づけば、加算型ミニマム課税、代替ミニマム課税は、いずれも「経済的所得を有しながらも税負担を回避する納税主体への対応」という簡素課税と共通の問題意識に基づくもので、その派生的制度と位置づけられる。その系譜は、現代における帳簿利益を課税ベースとする議論、すなわちCAMT やグローバル・ミニマム課税にも通底しているといえよう。

また、いわゆる確定決算主義を採用する日本の法人課税所得計算構造とは異なり、アメリカ法人税法は企業会計と独立した制度設計であるとの評価がしばしばなされ、その論拠は様々だが税法上の処理を企業会計上の処理に一致させる帳簿一致要求 (Financial Statement Conformity Requirement, FSCR) の規定がほとんどないことが大きな理由の1つである (永田 2010, 522頁)。このような制度下において、課税所得と帳簿利益の乖離に着目し、最低課税によってその差を補完、是正しようとする動きは、企業の実態的負担能力に対する公平性確保という観点から極めて興味深い。

とりわけ、1990年以降抜本的な税制改革を模索するアメリカにおいて帳簿利益そのものに課税を行う帳簿利益課税論と称される学説が展開されているが (永田 2008, 39頁)、1986年税制改正法における帳簿利益調整及びグレイツ氏の提言との関係はいかなるものであろうか。また、

利益部分を “Business Untaxed Reported Profits, BURP” と称しており、本表現もこれに基づくものと解される。

CAMT やグローバル・ミニマム課税といった最低課税制度の再構築を考察する上でも、こうした歴史的な整理と制度的理解は欠かせない。よって、今後の課題としては、帳簿利益課税と CAMT との制度的連続性、ならびにグローバル・ミニマム課税との接点を含めた理論的な検討があげられ、これらは別稿にて論じることとしたい。

参考文献

- ・ Bittker, Boris I. (1965), "An Optional Simplified Income Tax?", *Tax Law Review*, Vol. 21, pp. 1-52.
- ・ Bittker, Boris I. (1969), "Accounting For Federal 'TAX Subsidies' In The National BUDGET", *National Tax Journal*, Vol. 22, No. 2, pp. 244-261.
- ・ Bittker, Boris I. & Eustice, James S. (1987), *Federal income taxation of corporations and shareholders*, Warren, Gorham & Lamont, Inc.
- ・ Cherrier, Beatrice (2019), "How to Write a Memo to Convince a President: Walter Heller, Policy-Advising, and the Kennedy Tax Cut", *Economia: History, Methodology, Philosophy*, Vol. 9, No. 2, pp. 315-335.
- ・ Cramer, Joe J. & Schrader William J. (1970), "THE INVESTMENT TAX CREDIT Conflict and accounting error", *Business Horizons*, Vol. 13, No. 1, pp. 85-89.
- ・ Duxbury, Peggy & Grafmeyer, Rick (1988), "The Minimum Tax and Adjusted Current Earnings", *Tax Notes*, July, pp. 195-199.
- ・ Graetz, Michael J. (1983), "The 1982 Minimum Tax Amendments as a First Stepp in the Transition to a 'Flat-Rate' Tax", *Southern California Law Review*, Vol. 56, pp. 527-571.
- ・ Hillyer, James (2018), "The Fiscal Revolution in America: A Reinterpretation", *Journal of Policy History*, Vol. 30, No. 3, pp. 490-521.
- ・ Jones Sally M. & Rhoades, Shelley C. (2004), *Advanced strategies in Taxation*, Irwin Professional-pub, 高橋隆幸訳 (2006) 『アメリカの税務戦略詳解—設例による職業専門家のための理論と実践—』 中央経済社。
- ・ Long, Russell B. (1969), "The Federal Tax Structure Simplification and Equity: Consistent Goals", *TAXES*, Vol. 47, No. 4, pp. 194-209.
- ・ Lowndes, Charles L. B. (1964), "The Revenue Act of 1964: A Critical Analysis", *Duke Law Journal*, Vol. 1964, No. 4, pp. 667-705.
- ・ Lyon, Andrew B. (1997), *CRACKING THE CODE Making Sense of the Corporate Alternative Minimum Tax*, Brookings Institution Press.
- ・ Lyon, Andrew B. (1999), "Alternative Minimum Tax, Corporate", In *The Encyclopedia of Taxation And Tax Policy*, edited by Cordes, Joseph J. Ebel, Robert D. Gravelle, Jane G, pp. 13-15, The Urban Institute Press.
- ・ McIntyrem, Robert S. (1986), "130 Reasons Why We Need Tax Reform", *Citizens for Tax Justice*.
- ・ Mozumi Seiichiro (2018), "The Kennedy-Johnson tax cut of 1964, the defeat of Keynes, and comprehensive tax reform in the United States", *Journal of Policy History*, Vol. 30, No. 1, pp. 21-61.
- ・ Mozumi Seiichiro (2022), "Tax Expenditures and the Tax Reform Act of 1969 in the United States", *Social Science History*, Vol. 46, No. 1, pp. 93-118.
- ・ Redmond, Sandra G. (1987), "The Book Income Adjustment in the 1986 Tax Reform Act Corporate Minimum Tax: Has Congress Added Needless Complexity in the Name of Fairness ?" *SMU Law Review*, Vol. 40, No. 5, pp. 1219-1240.

- Surrey, Stanley S. (1966), "Federal Tax Policy in the 1960's", *Buffalo Law Review*, Vol. 15, No. 3, pp. 477–500.
- Surrey, Stanley S. (1973), *Pathways to Tax Reform: The Concept of Tax Expenditures*, Harvard University Press.
- Surrey, Stanley S. & Hellmuth, William F. (1969), "The Tax Expenditure Budget: Response to Professor Bittker", *National Tax Journal*, Vol. 22, No. 4, pp. 528–537.
- Traeger, Charles H. (1967), "Simplified Taxable Income", *Stanford Law Review*, Vol. 19, No. 3, pp. 593–607.
- Zhang, Libin (2024), "Timing and Guidance Considerations for the Corporate AMT", *Tax Notes International*, Vol. 115, July 22, pp. 483–486.
- 石村耕治 (2017) 『アメリカ連邦所得課税法の展開～申告納税法制の現状と課題分析～』 財経詳報社。
- 上野隆也 (2012) 「企業税務所得概念としての純資産増加説—税務会計における所得概念の変遷と形成—」 第21回租税資料館賞入賞作品。
- 坂本雅士 (2023) 「アメリカ税法と企業会計—CAMT導入の視点から—」 『会計』 204巻4号, 1–15頁。
- 白須信弘 (1988) 『アメリカ法人税法詳解 第三版』 中央経済社。
- 関口 智 (2005) 「アメリカ法人税制におけるミニマム・タックスの政策意図と現実」 『立教経済学研究』 59巻2号, 101–130頁。
- 中里 実 (2021) 『法人税の研究 租税法論集 I』 有斐閣。
- 永田守男 (2008) 『会計利益と課税所得』 森山書店。
- 永田守男 (2010) 「米国税法の帳簿一致要件とIFRS」 『会計』 178巻4号, 522–535頁。
- 矢内一好 (2012) 『現代米国税務会計史』 中央大学出版部。
- 吉村政穂 (2021) 「『法人税最低税率一五%』のインパクト—国際課税のグローバルガバナンスをめぐって」 『外交』 70号, 74–79頁。
- 吉牟田勲 (1981) 「租税特別措置縮減の方法としてのミニマム・タックスの研究」 日本税法学会編 『日本税法学会創立30周年記念祝賀税法学論文集—税法学の基本問題—』 日本税法学会本部479–534頁。

政府資料

- Joint Economic Committee (1969), Joint Economic Committee Congress of the United States Ninety-First Congress First session, Part. 1.
- Joint Committee on Internal Revenue Taxation (1973), Summary of Testimony of Panelists on Tax Reform Topics at Panel Discussions.
- Joint Committee on Taxation (1979), General Explanation of the Revenue Act of 1978 (H. R. 13511, 95th Congress; Public Law 95–600).
- Joint Committee on Taxation (1982), General Explanation of Revenue Provisions of the Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982.
- Joint Committee on Taxation (1987), General Explanation of the Tax Reform Act of 1982.
- U. S. Congress, Senate (1963), Congressional Record, 88th Cong., 1st sess., October 16, Vol. 109.
- U. S. Congress, Senate (1964), Congressional Record, 88th Cong., 2nd sess., October 2, Vol. 110.
- U. S. Department of Treasury (1968), Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances: Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances for the Fiscal Year Ended June 30, 1968.
- U. S. Department of Treasury (1984), Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth.

- U. S. House, Committee on Ways and Means (1959), Tax Revision Compendium, Compendium of Papers on Broadening the Tax Base, Vol. 1.
- U. S. House, Committee on Ways and Means (1978), U. S. House of Representatives Summary of H. R. 13511 the Revenue Act of 1978 as passed the House on August 10, 1978.
- U. S. House, Committee on Ways and Means (1985), Report Tax Reform Act of 1985 99th Cong 1st Session.
- U. S. Senate, Committee on Finance (1969), Summary of Treasury Department Tax Reform Studies and Proposals, 91st Congress, 1st Session.
- U. S. Senate, Committee on Finance (1978), Hearing before the Committee on Finance United States Senate Ninety-Fifth Congress Second Session on H. R. 13511.
- U. S. Senate, Committee on Finance (1986), Tax Reform Act of 1986, 99th Congress 2nd Session, Vol. 1.

公式サイト等（最終閲覧日、2025年9月15日）

- Bloomberg Tax (2025), "CAMT Series Part 2: What Will Be the Fate of CAMT Under Trump?". (<https://news.bloombergtax.com/tax-management-international/camt-series-part-2-what-will-be-the-fate-of-camt-under-trump>)
- Democratic Party (1960), 1960 Democratic Party platform, The American Presidency Project. (<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/1960-democratic-party-platform>)
- President of the United States (1961), Special Message to the Congress on Taxation. (<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/special-message-the-congress-taxation>)
- President of the United States (1963), Special Message to the Congress on Tax Reduction and Reform. (<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/special-message-the-congress-tax-reduction-and-reform>)
- Vinson & Elkins LLP (2025), "Tax Law (and Controversy) Under the Trump Administration". (<https://www.velaw.com/insights/tax-law-and-controversy-under-the-trump-administration/>)
- Heller, Walter W. (1962), Brief book on economic matters, Papers of John F. Kennedy Presidential Papers President's Office Files (JFKPOF). (https://www.jfklibrary.org/asset-viewer/archives/jfkpof-063a-009#?image_identifier=JFKPOF-063a-009-p0009)